

平成20年第2回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

7月臨時会会議録

平成20年7月14日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（7月臨時会）会議録

平成20年7月14日（月曜日） 午後1時00分開議

○出席議員

1番	北山 良三	2番	山崎 誠二
3番	高田 雄七郎	4番	坂井 良和
5番	西林 克敏	6番	松本 光治
7番	根来 勝利	8番	大谷 敏子
9番	戸野 茂	10番	高岡 優子
11番	橋本 邦寿	12番	寺坂 修一
13番	逢野 博之	14番	石田 良美
15番	乾 一	16番	山本 純
17番	奥田 悦雄	18番	空地 秀晃
19番	渡辺 豊子	20番	貝長 徹

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

広域連合長	吉道 勇
副広域連合長	平松 邦夫
副広域連合長	倉田 薫
副広域連合長	森山 一正
副広域連合長	中 和博
事務局長	九鬼 康夫
事務局次長	松本 考史
資格管理課長	隅野 巧
給付課長	清水 均

○職務のため出席した者

書記	大西 のぶえ
書記	関 一

○議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙
- 追加日程第1 副議長選挙
- 追加日程第2 議席の指定
- 追加日程第3 会議録署名議員の指名
- 追加日程第4 会期の決定
- 追加日程第5 第1号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件
- 追加日程第6 第2号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 追加日程第7 第1号報告 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例制定の専決処分の件
- 第2号報告 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件
- 第3号報告 平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算の専決処分の件
- 追加日程第8 大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開議

○事務局 本日の臨時議会は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙後、初の議会でございます。

したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員に臨時議長を務めていただくことになっております。

本日出席議員の中で逢野博之議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、逢野議員、議長席へご着席をよろしくお願いいたします。

〔臨時議長 着席〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

〔議席で発言を制止する者あり〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○逢野臨時議長 傍聴席、ご静粛に願います。

ただいまご紹介をいただきました逢野博之でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。何卒よろしくお願いを申し上げます。

平成20年度第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会の開会に先立ち、広域連合長からごあいさつがあります。

広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

○吉道広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合長の吉道勇でございます。

本日は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会を開催いたしましたところ、ご多忙の中、ご出席を賜りましたことを、まずもって心から厚く御礼を申し上げます。

本日は、広域連合議会の臨時会において、4月に施行された約73万人の被保険者を対象とする医療制度の運営を開始いたしました。一方、国におきましては、6月に低所得者対策として保険料の軽減措置を含む制度の見直しが見直し決定されるなど、なかなか安定的な制度の運営に至らない現況にあります。

このような状況の中、国の動きに的確に対応するとともに、被保険者の方々にできる限り混乱の生じないように、関係市町村と協力しながら、全力で事務を進めているところであります。

今議会では、行政委員会委員の選任同意のほか、制度の見直しに係る案件を含む専決処分案件についてのご審議をお願いいたしております。議案の内容につきましては後程ご説明をさせていただきますが、何卒よろしくご審議の上、それぞれご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

して、開会に先立つごあいさつといたします。

○逢野臨時議長 ただいまの出席議員は19名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより平成20年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○逢野臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○逢野臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。それでは、指名いたします。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長に根来勝利議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました根来勝利議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○逢野臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、根来勝利議員が大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま当選されました根来勝利議員が議席におられますので、当選を告知いたします。

それでは、当選されました根来議長からごあいさつをお願いいたします。

〔7番 根来勝利君 登壇〕

○根来議員 ただいま議員各位のご推挙を賜り、議長に就任いたしました根来でございます。

もとより微力ではございますが、今、日本の社会で最も注目されている制度の一つであります。どうかご審議の上、それぞれにご議決賜りますようお願い申し上げまして、共に、連合長をはじめ理事者各位の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、甚だ簡単措辞ではございますが、議長就任のごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○逢野臨時議長 ありがとうございます。

これで、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代をいたします。

不慣れな進行でございましたが、皆さん方のご協力をいただきまして、無事大役を果たすことができました。誠にありがとうございました。

〔議長交代〕

○根来議長 日程につきましては、お手元に配付いたしております議事日程に従って進めてまいります。

これより追加日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会副議長に寺坂修一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました寺坂修一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、寺坂修一議員が大阪府後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選いたしました。

ただいま当選されました寺坂修一議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

それでは、当選されました寺坂副議長からごあいさつをお願いいたします。よろしく。

〔12番 寺坂修一君 登壇〕

○寺坂議員 議員各位のご推挙により、広域連合副議長の要職に就くことになりました寺坂でございます。

人格、見識ともに卓越された根来議長のもとで、議員の皆様方のご支援、広域連合長をはじめとする理事者の皆様のご協力を賜りながら、広域連合議会の円滑な運営に最善の努力を尽くす決意でございます。

後期高齢者制度を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、市民、府民から選ばれた議員として最大限の議論を行いながら、その責務を、市民の側に立った議員としての責務を果たしてまい

りたい、こう考えております。

皆様方におかれましてはご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○根来議長 ありがとうございました。

引き続きまして、追加日程第2、議席の指定を行います。

ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

次に、追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番、大谷敏子議員及び9番、戸野茂議員を指名いたします。

次に、追加日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日7月14日の1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日7月14日の1日と決定いたしました。

次に、追加日程第5、第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高岡優子議員の退席を求めます。

〔10番 高岡優子君 退場〕

○根来議長 それでは、提案理由の説明を求めます。

吉道広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

○吉道広域連合長 第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」についての提案の理由をご説明申し上げます。

議案書第1ページをお開きください。

広域連合規約第16条第1項におきまして、広域連合に監査委員2人を置く旨、定められております。その選任につきましては、同条第2項の規定により、議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任することとされております。

この規定に基づきまして、識見を有する者といたしまして木戸唯博氏を、広域連合議員のうちから選任する者といたしまして高岡優子氏を、監査委員に選任いたしたく、ご提案するものでございますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○根来議長 提案理由の説明が終わりました。

第1号議案について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。退席中の高岡優子議員の入場を許可いたします。

〔10番 高岡優子君 入場〕

○根来議長 次に、追加日程第6、第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉道広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

○吉道広域連合長 第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」についてのご説明を申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

公平委員会は、地方公務員法第9条の2第1項の規定により、3人の委員をもって組織し、委員につきましては同条の2第2項の規定により、議会の同意を得て選任することとされております。

この規定に基づきまして、中田勝昭氏、船岡浩氏、木村佐世子氏の3人を公平委員会委員に選任いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

何卒よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○根来議長 提案理由の説明が終わりました。

第2号議案について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、追加日程第7、第1号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例制定の専決処分の件」、第2号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件」及び第3号報告「平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算の専決処分の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

九鬼事務局長。

〔事務局長 九鬼康夫君 登壇〕

○九鬼事務局長 第1号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例制定の専決処分の件」、第2号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件」及び第3号報告「平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算の専決処分の件」についてご説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金は、平成20年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料徴収による激変緩和の措置及びこれに関する広報啓発に要する費用等に充てるための財源として、平成19年度に国庫負担金が支出されたため、この負担金を積み立てるために設置するものでございます。

国庫負担金の額は、本年2月の広域連合議会終了後に確定し、基金の設置は平成19年度中に行う必要がございましたことから専決処分としたものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では、基金の設置目的及び名称を規定しております。

第2条では、基金に積み立てる額は広域連合が交付を受ける後期高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とする旨、規定しております。

第3条では、基金に属する現金の管理方法として、預金その他確実、有利な方法により保管することを規定しております。

第4条は、運用により生じた収益は基金に繰り入れる旨、規定しております。

第5条は、繰替運用に関する規定でございます。

第6条により、基金の処分は、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額のための財源に充てる場合、保険料減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費の財源に充てる場合に限る旨、規定しております。

本条例は、公布の日から施行することとしております。

条例は、3月31日付で専決処分し、同日付で公布いたしております。

なお、本条例は、平成22年3月31日限り失効し、基金に残額がある場合には国庫に納付するものといたします。

次に、第2号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件」についてご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

本年度の特例措置として、所得の低い被保険者に対する負担軽減対策が国において決定されました。負担軽減策の内容は、被保険者均等割の7割軽減世帯に属する被保険者について、被保険者均等割額の軽減割合を8.5割に引き上げるとともに、所得割の算定に用いる総所得金額等が58万円以下の被保険者について、所得割を50%に軽減するものでございます。

この軽減措置を実施するために、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に

ついて、所要の改正を行うものでございます。

改正条例におきましては、まず、第1条において被保険者均等割額の軽減に係る改正を、続いて、第2条において所得割額の軽減に係る改正を行っております。

それぞれの規定の施行日は、第1条の規定については公布の日、第2条の規定については平成20年7月19日とし、改正後の条例の規定は本年4月1日に遡って適用することとしております。

所得割額の軽減を保険料決定に反映させるためには標準システムの変更が必要であり、これに時間を要するため、軽減を段階的に実施するものでございます。

本広域連合における平成20年度保険料の本決定は7月2日でありましたことから、この決定の際に被保険者均等割額の軽減を行うことが必要であったこと、また、その際に所得割軽減の実施についても対象となる被保険者の方々へ周知する必要性がありましたことから、7月1日付で条例改正の専決処分を行い、同日付で公布したものでございます。

次に、第3号報告「平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算の専決処分の件」についてご説明いたします。

本補正予算の主な内容は、先程ご説明いたしました後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置に伴う国庫支出金の増額及び科目の新設によるものでございますので、基金条例と併せて3月31日付で専決処分したものでございます。

議案書7ページをご覧ください。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ18億4,398万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,683万4,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

まず歳入についてご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」、1項「負担金」、1目「負担金」を3億8,990万円減額し、11億6,945万4,000円としております。これは、歳出の減少に伴う市町村負担金の見直しによるものでございます。

2款「国庫支出金」、1項「国庫補助金」、1目「老人医療費国庫補助金」を1,015万7,000円増額し、計4,364万6,000円としております。これは、広域連合サーバーールーム構築及びネットワーク設定等の工事に対する補助金の増額によるものでございます。

同じく1項「国庫補助金」の2目として「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」を新たに設置し、22億600万円を計上しております。これは、基金設置に伴い、国から高齢者医療制度円滑導入特例交付金を受け入れたことによるものでございます。

3款「繰越金」、1項「繰越金」、1目「繰越金」を1,269万8,000円増額し、1,270万8,000円としております。これは、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

4款「諸収入」、1項「預金利子」、1目「預金利子」を271万5,000円増額し、271万6,000円としております。これは、定期預金等による運用収入によるものでございます。

同じく4款「諸収入」の2項「雑入」の2目として「雑入」を新たに設置し、231万円を計上しております。これは、制度周知用のパンフレットの印刷を代行いたしましたことによる収入等によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

2款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」を1億3,500万円減額し、6億2,781万2,000円としております。これは、市町村等からの派遣職員が確定したことによる人件費負担金の見直しによるものでございます。

同じく1項「総務管理費」、2目「電子計算費」を2億2,702万円減額し、5億9,510万9,000円としております。これは、広域連合システムのカスタマイズ費用が業務委託の仕様及び行程の見直しにより当初より減額となったこと、また、一般競争入札の導入により、電算処理システムの機器賃借料が当初予定より減額となったことによるものでございます。

4款「諸支出金」、1項「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」、1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」を新たに設置し、22億600万円を計上しております。これは、歳入でご説明いたしました高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を積み立てたためのものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○根来議長 提案理由の説明が終わりました。

第2号報告について、高岡議員から通告がありましたので、質問を許可いたします。

高岡議員。

〔10番 高岡優子君 登壇〕

○高岡議員 ただいま上程されました第2号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件」につきまして質問いたします。

皆様もご存知のように、この度の後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療に対しては税金から5割、若年者から4割の保険料が投入され、あとの1割を75歳以上の高齢者ご自身で公平に負担をお願いしますというものです。

医療サービスも今までどおりですし、必要な検査や治療が受けにくくなるようなことは全くなく、逆に75歳以上の高齢者は、これまでの薬漬け、検査漬け医療でない、その人に合った治療が受けられるようになります。

市町村が運営主体のこれまでの老人保健制度は、さらなる高齢化に伴い、お年寄りが多い小さな市町村ほど維持ができにくくなる仕組みでしたが、この度の後期高齢者医療制度は、運営主体を都道府県という広域連合にしたことで、より財源が安定し、国全体で支え合う制度ができたと思いま

す。

保険料は上がる人も下がる人もいます。なのになぜ、特に高齢者の人は、この後期高齢者医療制度を不安に思うのでしょうか。それは、正確な情報がお一人お一人の方たちのところまで未だに届いていない上に、不安をあおる情報ばかりが高齢者の耳に入るからだとは私は考えます。

この4月、制度が始まって以来、国民の皆様より出されました様々な要望に、国は真摯に応え、すぐさま幾つもの負担軽減策がとられました。

今回の条例改正はそれに伴うものですが、私は国民の皆様のお声を聴いてすぐに反応するという国の対応の早さには敬意を表し、大変喜ばしいと思うと同時に、それらが正確、かつ敏速に高齢者の方々に伝わらなければならないと考えます。

そこで質問ですが、今回の負担軽減並びに改善策をどのように高齢者の方々に説明し、納得、安心していただくのか。また、高齢者からの相談窓口としての市町村との役割分担、連携をどのようにしていくのか、お尋ねをいたします。

以上でございます。

○根来議長 松本事務局次長兼総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 松本考史君 登壇〕

○松本事務局次長兼総務企画課長 ただいまの高岡議員からのご質問についてお答えいたします。

今回、保険料の負担軽減等の見直しを行うということに関しまして、特に国、都道府県、広域連合、市町村を通じまして、これまで以上に積極的かつ丁寧な広報活動を行うことが必要であるという旨についても示されております。

私ども大阪府広域連合におきましては、制度周知のパンフレットでありますとかポスターの作成をはじめといたしまして、本年1月にはこの制度開始に先立ちまして、保険料の算定例などを示しました制度開始のお知らせのリーフレットを被保険者の方にも個別にそれぞれ送付をいたしたところでございますし、また、3月に被保険者証を送付いたします際には、制度のしおりを併せてお送りしたところでございます。

このような広域連合としての取り組みのほかに、市町村に大変ご協力をいただきまして、市町村広報誌の紙面を活用いたしまして制度広報を進めてまいりました。今回の特にこの制度の見直しに当たりましても、その内容の周知を含めて、より一層広報活動に力を注いでまいらなければならないというふうに認識しております。

このため、まず市町村の窓口におきまして、今回の保険料軽減に係ります見直しの説明にご活用いただくために、負担軽減策を実施する旨のチラシを1万部作成いたしまして、明日以降、市区町村のほうへ配布する予定にしております。

併せまして、既に今、窓口説明に用いておりますA4判22ページのパンフレットにつきましても、今回の制度見直しを反映した内容としますように、早急に改訂を進めてまいりたいというふうに考

えております。

今回の特別対策に係ります広報の実施につきましては、リーフレットの印刷、チラシの折り込み等に係る経費などが特別調整交付金の対象としてなっております。このような財源を活用いたしまして、今後、保険料軽減対策のほかに普通徴収の拡大の問題の手續、それからまた新聞広告や新聞折り込み等も検討しながら、多様な広報媒体を活用して、より効果的な広報活動を進めてまいりまして、高齢者の方々に少しでもご理解を得られますように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、府民の方々からは、この3月に被保険者証をお送りしまして以降、多数のお問い合わせをいただいております。広域連合も、前回の2月の議会でも申し上げましたが、電話回線を増設いたしまして、コールセンターを設置して対応してきておりますけれども、さらに、このゴールデンウィーク前の4月26、27日の両日につきましては休日電話相談も実施をしてまいりました。今回、本年度の保険料本算定という時期に入っておりますので、また非常に多くのお問い合わせが寄せられるということが当然見込まれるわけですので、私ども今週の19、20日の土日にも電話相談を実施してまいりたいというふうに考えております。

この今までの経験を通じましても、府民の皆様方の窓口でのご相談というのは、やはり市町村が中心になってございます。市町村におきましても、そういうような電話、窓口に対する多くの対応、相談に対応していただいております。さらに、そういった市町村の役割を明確にいたしまして、これまで以上によりきめ細かな相談対応ができますように、今後とも広域連合と市町村が連携をいたしまして、お互いに十分力量を発揮できるように対応してまいりたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○根来議長 高岡議員。

〔10番 高岡優子君 登壇〕

○高岡議員 ご答弁ありがとうございました。

この度の改定によりまして、例えば4月、6月、8月に納め過ぎた分は次は徴収しない。ですからゼロですね。その次にまた徴収させていただく——次は徴収しないときに払わなくてよくなったんかなと錯覚します。ところが、次のときにはまたというふうに、非常に高齢者の方に、本当に不安を私はおかけすると思うんです。

その件、今1万部刷りますとありましたが、高齢者の方々はたくさん、1万人ではございませんので、前回のときも約73万人の被保険者の方に個別に配布したのが、これがただ1回だけでした。

これではやはり、例えば被保険者となる方とはいうぐあいに、初めからわかりにくいんですね。それと、保険料はと、まず保険料が先に来ている。やっぱり高齢者の方は、自分が医療をちゃんと受けられるのかどうか、何が変わったんか、何が変わってないのかということを知りたいと思って

おられると思うんです。

したがいまして、ちょっと今のご答弁でございますと、連携を図っていく、より一層きめ細やかにしていくというだけでございましたので、この度はそれであってはもう私はいけないと思っております。

したがいまして、どのような連携をされていくのかということ。また、より一層というのは、どのように皆様に情報をお与えするのかということをもう少し詳しくお聞きできたらと思います。

○根来議長 松本事務局次長兼総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 松本考史君 登壇〕

○松本事務局次長兼総務企画課長 市町村との連携をどのように進めていくのかということで再度ご指摘でございますけれども、やはり先程も申しましたように、市町村の最大限の役割というのは、やはり被保険者の身近なところに、それぞれ市町村の役場といいますか、出張所等も含めて設けてございますので、やはり気軽にその窓口へ出かけていただいて、きちっと懇切丁寧に説明するというのがやはり市町村のまず第一義の役割かと思えます。

我々広域連合は、この谷町4丁目のところで事務所を構えておりますけれども、どうしてもそういう地理的な条件の制約等がございますので、この市町村広報紙に対しましても、広域連合が、やはり基本的な原稿を市町村に提供いたしまして、市町村のほうはそれを吟味いただいて、今回の7月の広報紙でもかなり多くの市町村で掲載をいただいているというふうに、広域連合はそういう原稿を提供する立場、市町村は広報紙にそれを載せるというか掲載をするというふうに、それぞれの役割を分けてこれまでも対応してきたところでございますし、今、議員のご指摘を含めまして、我々関係市町村連絡会議というのを組織しておりますので、そこでまたこの広報のあり方等について十分議論を深めて、今後の対応策、ご指摘を踏まえたものとなりますように努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○根来議長 高岡議員。

〔10番 高岡優子君 登壇〕

○高岡議員 わかりました。

そうしましたら、市町村のほうできっちりと心配なことは全部相談していただきまして、それが吸い上がっていくというふうに解釈をしたいと思えます。

実は、府民の、うちの河内長野市の場合、ほかの市もそうだと思いますが、こういうふうなチラシが各戸配布をされました。このチラシは、つまりこの度の後期高齢に關しまして、必要な検査や治療が受けにくくなりますと書いてあります。受けにくくならないのに、なると書いてあります。それと、葬祭費が削減されると書いてあります。葬祭費は削減されません。3万円から5万円にアップします。それから、病院からの放り出しが一層ひどくなると書いてあります。ひどくなりません。

このように、全く違うことが実は高齢の方のおうちに放り込まれているわけですね。つまり、す

ごく皆様不安に思っておられるんです。この不安というのは本当に私はこれはひどいと思うんですね。

ですから、どんなことがありましても、この間違えた、治療は医療は何も変わりません。それから葬祭費もアップします。とにかく高齢者の方が安心できるような、あつ、これやったら後期高齢者医療制度、下がる人も上がる人もありますが、自分の場合は大丈夫だと思ってもらえるような広報活動を、市町村と連携していただきましてどうかよろしくお願い申し上げます。

○根来議長 高岡議員の質問は終わりました。

次に、同じく第2号報告について、北山議員から通告がありましたので、質問を許可いたします。
北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 大阪市の北山良三でございます。

私のほうからも、第2号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件」について若干質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、資料の配付の許可をお願いしたいと思います。

○根来議長 北山議員より資料配付の申し出がありました。これを許可いたします。ただいま資料を配付いたします。

〔資料配付〕

○根来議長 北山議員、どうぞ。

○北山議員 まず冒頭、今回の第2号報告に対する私の態度を明確にしたいと思います。

今回の改定に対しては反対する立場はとりません。同意するものであります。

というのは、1つは、一定の低所得者への保険料軽減措置となるということは明白であります。

2点目に、本年2月の大阪府広域連合定例議会での全会一致で採択された決議の趣旨に沿った措置となるという点であります。

さらにその上で、問題は、今回の改定でこの制度の重大な欠陥が全面的に解決されるものではないという点であります。

4月実施以来、この制度に対する様々な批判や要望が寄せられていると思えます。

そこで、まず第1点目に質問したいのは、大阪府広域連合事務局には一体どのような批判や要望が寄せられているのか。その主な点についてまずお答えいただきたい。

2点目は、制度実施後わずか3カ月で見直しの改定をせざるを得なくなったというのが事実であります。先程の高岡議員の意見によれば、素早く改定したとおっしゃいますが、制度実施わずか3カ月で改定をせざるを得ないというのは、ならば最初からそういう見直しを実施しておればいいわけであって、つまり、わずか3カ月で改定をせざるを得ない重大な欠陥があったからだと思います。この制度のどこに欠陥があつて、わずか3カ月で見直しの改定をせざるを得なくなったと考え

るのか、ご答弁をいただきたいと思います。

3点目は、今回の見直し改定の目的は一体何かという点であります。また、今回の見直し改定で、この間の批判や要望に十分応えたものになっているとお考えかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、4点目に、今回の見直し改定でもなお不十分だ、十分ではない、こういうお立場なら、一体どういう点に不十分さがあるとお考えなのか。

まず1回目の質疑で、以上4点お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○根来議長 これより理事者の答弁を求めます。

隅野資格管理課長。

[資格管理課長 隅野 巧君 登壇]

○隅野資格管理課長 まず、1点目についてお答え申し上げます。

3月の被保険者証送付時以降、多数のお問い合わせのほか、苦情、要望等が当広域連合に寄せられております。その内容といたしましては、まず被保険者資格、いわゆる被保険者証に関しましては、今まで加入していた社会保険に残る、残らないという選択が全くなく、一律に加入させられるのはおかしいといったご意見とか、あるいは被保険者証の転送がなされないといったこと等に関する苦情が寄せられております。

あと、保険料に関しましては、これまでの国民健康保険料よりは高くなった方からは、その保険料に関する苦情のほか、特別徴収について本人の了解を得ずに特別徴収を年金から行うのはおかしいというご意見、あるいは個人単位の保険料ということでありながら、保険料軽減に関しては世帯単位の所得を対象とするのはおかしいのではないかといったご意見が寄せられております。

また、医療給付についても、窓口での自己負担の判定基準が同一世帯の他の被保険者の所得によるというのはおかしいというご意見、あるいは健康診査の検査項目、診査項目が少ないといったようなご意見が寄せられているところでございます。

2点目でございますが、3カ月間で見直しの改定をせざるを得なくなったのはなぜかということなんですが、今回の制度見直しに当たりましては、国は保険料負担に係る全国調査や、あるいは広域連合事務局長会議などを開催いたしまして、制度運営に当たっての問題点を再度点検しております。その結果といたしまして7点の見直し策が取りまとめられてございます。

第1点目は保険料の軽減ということでございます。

第2点目は普通徴収の対象者の拡大で、国保の保険料を確実に納付されていた方が口座振替により納付する場合等について、本人の申し出によりまして普通徴収に変更できるようになってございます。

第3点目といたしまして、診療報酬について終末期相談支援料の算定を凍結するというところでございます。

第4点目は役割分担の明確化ということで、国、都道府県、市町村、広域連合を通じた一層の広報活動の実施とか、あるいは保険料相談に関する市区町村の役割を明確にするというところがございます。

第5点目といたしましては、自治体独自の医療費助成とか、あるいは人間ドック経費への助成事業等について、適切な対応を行うことということになってございます。

第6点目といたしましては、被保険者証の印字等について高齢者に配慮を行いなさいということでございます。

第7点目といたしましては、資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めないという悪質なものに限って適用してくださいということで、以上制度の全般にわたる7点の見直し策が検討されております。

加えて、保険料軽減判定を世帯単位で行うか、あるいは個人単位で行うかの問題、あるいは特別徴収の対象要件、これ年金額18万円以上という部分の引き上げとか、あるいは都道府県の関与のあり方等についても、今後さらに検討すべき課題であるというふうにされているところがございます。

その中で、保険料軽減については、本年度の当面の対策といたしまして、被保険者均等割や所得割額の軽減という、所得の低い方に対する負担軽減措置が実施されることとなりました。これによりまして、後期高齢者のいる市町村国保世帯のうち、後期高齢者医療制度の創設によって保険料が減少する世帯の割合が、全国的に見ると69%から75%に上昇するとされてございます。

ちなみに、大阪では軽減策導入によりまして81%から83%に上昇してございます。

続きまして、第3点目、今回の見直しの改定の目的と、批判・要望に応えたものになっているかというご質問でございますが、国の見直しに沿って、後期高齢者医療に関する条例の改正によりまして措置した本年度の保険料軽減は、低所得者に対する軽減措置を目的とするものであるというふうに認識しております。そのほかの項目も含めまして、国において広く当事者の意見を踏まえた上で、制度全般にわたる見直しに係る検討が行われたものというふうに我々は認識しております。

したがいまして、十分でないかどうかと申し上げますと、今申し上げましたように、見直しに係る検討が国においては十分に行われたものというふうに認識しております。

以上でございます。

○根来議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 私は、今回の見直し改定が決して十分でないということはもう明白だと思います。

そもそも、この後期高齢者医療制度の根本的な欠陥とは一体どこにあるのかということでありまして、75歳以上という年齢で別枠の医療制度をつくり、財源の確保や医療給付費の削減を目的にして、保険料の賦課や徴収という面でも、医療給付内容という面でも、75歳未満の世代との間で差別的な扱いをする、ここに最大の欠陥、問題があると思います。

具体的には、保険料の面で見ますと、医療給付費の増加や後期高齢者人口比率の増加に応じて、向こう30年、40年先まで、2年ごと2年ごとに確実に保険料が引き上げられていく。そして、どれだけ保険料が高くなっても取りっぱぐれないようにするために年金天引きという制度を、しかも強制する、こういう制度であります。

また、医療給付内容で見れば、診療報酬制度で包括制、定額払い制度を導入いたしました。外来における後期高齢者診療料がそれに当たりますが、受けられる医療内容に制限を設ける仕組みをつくっております。

また、かかりつけ医制度を導入し、お医者さんの自由な選択、フリーアクセスを妨げる、こういう要素も含まれております。

そして、退院促進策としての退院調整加算、あるいは積極的治療を諦めさせる終末期相談支援料制度の導入など、積極的な入院治療から後期高齢者を締め出す方向へ誘導する、こういう仕組みが導入されているのがこの制度であります。こういう根本的な欠陥をきちっと正していく、ここにこそ今とるべき態度があると思います。

したがって、私は、これは私だけが申し上げていることではありません。例えば、自民党の元総務会長堀内光雄氏は、今の保険制度は若い人だけにして、医療費のかかるお年寄りには出ていってもらおう。保険制度を守るために、あなた方は外に出てくださいというのは、姥捨て山以外の何ものでもない、こう報道されております。顔つきでございます。

さらに、大阪出身の塩川正十郎元財務大臣は、このように述べております。今回の後期高齢者医療制度は、財政上の都合ばかり優先され、人間味が欠けている。そして、中曽根康弘元総理大臣は、名称が実に冷たい。愛情の抜けたやり方に老人が全部反発している。至急元に戻して考え直す姿勢をはっきり示す必要がある、こう述べております。

まさに思想・信条、考え方の違いを超えて、当事者である方々はこういう思いになっているというのが事実であります。

さてそこで、こう見ますと、今回の見直し改定のねらいはどこにあるか。部分的な修正をすることによってこういう根本的欠陥に対する国民の批判をかわして、根本的な欠陥を抱えたまま、この制度を継続させようとするところに、このねらいがあると言わざるを得ません。そういうねらいを持った部分的な修正措置という範囲においても、私は、今回の見直し改定についてはなお重大な矛盾を抱える措置だと言わざるを得ないと思います。

そこで、先程お配りしました資料をご覧いただきたいと思います。

〔「議長、残分何分ですか、あと」の声あり〕

○北山議員 発言の途中ですからやめていただけますか。

○根来議長 計っています。どうぞ。

○北山議員 それでは、先程お配りいたしました資料をご覧いただきたいと思いますが、まずお聞

きいたします。

私が、今お配りいたしましたこの資料の①から④に記された数字、まずこれに間違いはないか、お答えをいただきたいと思います。

その上で、私、間違いのないものとしてご説明申し上げます。

資料の①をご覧ください。同一収入世帯の保険料の比較でございます。

Aさんのご夫婦とBさんのご夫婦でございます。どちらも世帯の年金収入は302万円でございます。Aさんの場合は、ご主人がずっと働き続けて、奥さんが専業主婦でこられた。こういうパターンのご夫婦であります。旦那さんの年金260万、奥さんの年金が42万、合わせて302万。こういう方の場合、現在のルールでいけば、所得割額が9万2,876円、そして均等割額がいずれも4万7,415円、それぞれ合計いたしますと、世帯全体の保険料負担は年額18万7,706円となります。

下のBさんを見ますと、Bさんのご夫婦でそれぞれ152万円、150万円の年金があるということで、合わせて302万円でございます。同額の収入でございます。ところが、Bさんの場合は、それぞれ計算いたしますと、均等割7割軽減になりますので1万4,224円、お二人分で2万8,448円、これが年額の保険料になります。

今回の改定によってこれがどうなるかと申しますと、Aさんに対しては今回の改定は何ら影響を与えません。そして、Bさんの世帯に対しては、この均等割7割軽減がさらに8.5割軽減になりまして、年額負担が6,900円、お二人で1万3,800円、こうなります。そうしますと、AさんとBさんの負担の比を見てもみますと、改定前でも659.8%、つまりAさんはBさんの6.59倍。ところが、改定することによって、それが13.6倍と、さらに格差が広がります。なぜこうなるかといえば、Aさんに対する措置が図られていないからであります。したがって、今回の改定では、このAさんに対する措置がされていないという現実が数字に示されております。

資料の②は、AさんとCさんであります。

Cさんの場合は、均等割に対してだけではなく、今回の改定によって所得割も50%軽減という対象になる方でもあります。これで見ますと、今回の改定によって、Aさんとの比較でいえば9.24倍ということで、この点でもAさんに対する措置がなされていないがために、この格差が広がっております。

そして、③の資料は、これは均等割2割軽減のDさんとの比較であります。この均等割2割軽減の方の場合、所得割が5割軽減になりますので、その差が1.85倍というように、ここの面でも格差が広がります。

さらに、資料④をご覧くださいますと、今度はEさんとBさんの比較です。

Eさんというのは、さらに奥さんに年金収入がない。全く収入がない。そして、年金260万のご主人さん、つまり世帯年収は260万円という世帯であるにもかかわらず、保険料負担は先程のAさんと同額であります。18万7,706円。

したがって、Bさん、先程資料①で示したBさんとの比較も変わらない。つまり、収入の低いEさんが、収入の高いBさんに対して13.6倍の保険料を負担する、こういう矛盾が示されているのであります。

したがって、今回の改定でこういう矛盾が解決されるものではないということであります。

同一収入世帯でなぜこのような大きな格差が生まれるのか。ましてや、資料④のように、収入が低いEさん世帯が、Eさんに比べて収入が高いBさん世帯の13.6倍もの保険料になる。これは一体なぜこうなるのか、ご答弁いただきたい。

そして、話は少し変わりますけれども、今回の改定の中で、先程の説明にあった7項目目、資格証明書の運用についてご説明がありましたが、大阪府の広域連合としては、この資格証適用の運用についてどのように対応しようとしているのか、この点も併せてご答弁いただきたいと思っております。

○根来議長 審議途中ですが、平松副広域連合長が公務のため退席されます。

〔副広域連合長 平松邦夫君 退場〕

○根来議長 それでは答弁をお願いします。

隅野資格管理課長。

〔資格管理課長 隅野 巧君 登壇〕

○隅野資格管理課長 ご答弁させていただきます。

先程北山議員がお配りしていただいたこの表につきましては、お示しの数字のとおりでございます。誤りはございません。

ということを前提に、2つ目のこの同一収入世帯でなぜこのような大きな格差が生まれるのかということについてご説明させていただきます。

法令の規定によりまして、保険料の算定の基礎となるのは、被保険者の収入金額ではなく、基礎控除後の総所得金額と、いわゆる旧ただし書き所得とされている分でございます。旧ただし書き所得というのは、収入金額から年金の場合は公的年金等控除、あるいは給与所得の場合は給与所得控除等必要経費を控除した後、地方税法上の基礎控除——これ33万円でございますけれども——の控除を行った後の金額でございます。

議員お示しのとおり、年金収入の場合は公的年金等控除が120万円とされていることから、Bさんの場合なんですけれども、夫婦とも公的年金等控除120万円と基礎控除33万円を差し引くと、旧ただし書き所得はゼロになりまして、所得割額は課されません。これに対しまして、Eさんの場合は、妻の収入がゼロであるため、旧ただし書き所得もゼロとなり、所得割はもちろん課されませんが、夫の旧ただし書き所得は107万円ということになりますので、これに8.68%の所得割額が課されるということでございます。

世帯単位の保険料に差が生じるのは、このように旧ただし書き所得を算定する際の公的年金等控除が、Bさんの場合には夫婦合計で240万円控除できるのに対しまして、Eさんの場合には、妻の

収入がゼロであるため、結果として控除額が夫婦合計で120万円にしかならないといった税法上の原因に起因するものでございます。

保険料負担を課すに当たって、収入金額ではなく、収入金額から必要経費等を差し引いた所得を基礎にすることは極めて合理的でありまして、お示しのケースについても個々人の所得に着眼した場合には、格差という指摘には当たらないというふうに考えております。

それと、最後に資格証明書の運用の件でございますけれども、被保険者の資格証明書の交付については、保険料滞納者に対する実効的な対策を講じる観点から、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第7項及び法施行規則第14条に基づき、法上交付することとされております。ただ、保険料負担の公平の観点から、支払い能力があるにもかかわらず保険料を納付しないという極めて悪質と判断される場合については、当然法令の規定に則り、厳正に対処していく必要があるというふうに考えております。

しかしながら、対象となる被保険者がまず高齢ということがあり、あるいは医療給付の必要性が非常に高いということから、一律機械的な適用は高齢者の医療へのアクセスを損なうというふうに考えております。

したがって、被保険者資格証明書の交付に当たりましては、まず市町村における納付相談を通じて個々人の事情をきめ細かく把握して、保険料の納付誓約を行ってそれに基づく納付を履行中である者とか、あるいは低所得者で保険料に関し政令軽減の適用を受けている者で収入の著しく少ない者などについては、法第54条第4項に規定するいわゆる特別の事情があると認められる基準に該当すると判断いたしまして、適用除外とする方向で現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○根来議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 この制度への加入及び保険料賦課は、国保のような世帯単位ではなく、個人単位の制度であるにもかかわらず、保険料軽減基準では世帯単位の所得ということになっております。ここに一つの重大な問題があるように思います。

そういう意味では、ここをきちっと改めさせていくということなしに低所得層への負担軽減という措置については、ここが今改めて強調されるべきだと思います。

そういう意味では、是非ここを見直すよう、大阪府の広域連合、連合長として国にきちっと物を言うていくべきではないかというように思います。

この点、この世帯単位の所得ということで、この制度ではほか決められている点がほかにもあると思いますので、これはどういうところで世帯単位の所得ということで決められているのか、これは後でお答えいただきたいと思います。

その上で、私は大阪府の広域連合長に、こういう世帯単位の基準にして軽減措置という、このの

点を改めるべきだということ、はっきりと国に要望をすべきだということ、早急にこういう連合長としての行動をとっていただきたいということ、そのお考えがあるかどうかお聞きしたいのと、最後に、この制度の先程私申し上げた根本的な欠陥、これを残したままになっております。そういう点では、こういう制度の根本的な欠陥に対する国に対しての広域連合長の意見、これを明確に示すべきだと、この点求めて、私の質疑を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○根来議長 隅野資格管理課長。

[資格管理課長 隅野 巧君 登壇]

○隅野資格管理課長 まず私のほうから、この制度でほかに世帯単位の所得で決められている事項について、ご説明させていただきます。

窓口における自己負担割合——1割、3割等ですね——が同一世帯に属する被保険者の地方税法上の各種所得控除後の所得によって判定されております。

また、入院時の食事代とか、療養病床に入院したときの食費、居住費の自己負担額の軽減については、住民税非課税所得世帯に属する被保険者を対象にしてございます。

あと、高額療養費の算定に当たって、入院と外来を合算した場合の自己負担限度額も、住民税非課税所得世帯に属する被保険者を対象に減額されてございます。

また、高額医療、あるいは高額介護合算における自己負担限度額についても同様でございます。

以上でございます。

○根来議長 吉道広域連合長。

[広域連合長 吉道 勇君 登壇]

○吉道広域連合長 広域連合は、法令の定めるところに従いまして後期高齢者医療制度の運営を担っているところでございますが、制度の基本的設計にかかわる点につきましては、国の責任において見直しをされるべきである、必要な措置が講じられるべきであると、このように考えております。

現在、国において制度の枠組みを含む各般の検討が進められておるところは、先程来、事務局からご答弁を申し上げているところでございまして、広域連合事務局長会議における制度運営についての問題点の指摘につきましては、見直しの中で既に提案を申し上げておるような、いわば改善がなされておるところであり、先程議論のあります例えば所得税法は、納税義務者、この保険に関しては世帯の単位と、こういうことになりますと、みなし所得という形で必要経費を差し引いた所得に対して保険料を賦課するということになりますと、低所得者対策として行われた見直しの中で、確かにお示しのありましたように大きな格差が発生していることも事実でありまして、このことに関しては、他法との関係も含めて現在見直しの議論が行われておると聞いております。

以上であります。

○根来議長 北山議員。

○北山議員 ちょっと自席で。私は、やはり広域連合長として、大阪府の府民、880万府民を代表

して、国にきちっと物を言うべきことは言う、こういう態度が要ると思います。また、議会においてもやはりそういう立場が必要だと思っております。

私も、これからもそういう立場からも頑張っていきたいと思っておりますので、以上で終わります。

○根来議長 通告のございました質疑及び討論は以上です。

これより、第1号報告、第2号報告及び第3号報告を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本3件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、本3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第8、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、加藤陸夫氏、浅越忠志氏、今橋澄爾氏、平嶺勝義氏、以上4名を指名いたします。

続いて、補充員の指名をいたします。

なお、委員に欠員が生じた場合の補充順位は、指名順といたします。

補充員には、川口和子氏、荻野泰男氏、川口秀夫氏、梅川兌氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○根来議長 異議なしと認めます。よって、加藤陸夫氏、浅越忠志氏、今橋澄爾氏、平嶺勝義氏が選挙管理委員に、川口和子氏、荻野泰男氏、川口秀夫氏、梅川兌氏が補充員に当選されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

広域連合長から閉会のごあいさつがあります。

吉道広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

○吉道広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを

申し上げます。

今回の臨時会におきましては、上程議案についていずれも原案どおりのご議決を賜りましたことを心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

今後とも制度の安定的運営に向け取り組んでまいり所存であります。議員の皆様方におかれましては、引き続き格別のご指導とご支援のほどをお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単措辞ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

○根来議長 ありがとうございます。

これもちまして、平成20年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 逢野博之

議長 根来勝利

署名議員 大谷敏子

署名議員 戸野 茂